

環境農林水産部 審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	環境農林水産総務課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	環境農林水産総務課	環境農林水産総務課総括補佐にある職員	
			環境農林水産総務課主査(企画グループ)にある職員	
2	検査指導課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	検査指導課	検査指導課課長補佐にある職員	検査指導課課長補佐全員(4名)が対象
3	脱炭素・エネルギー政策課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	脱炭素・エネルギー政策課	脱炭素・エネルギー政策課総括補佐にある職員	
			脱炭素・エネルギー政策課主査(府民共創グループ企画担当)にある職員	
4	みどり推進室の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	みどり推進室	みどり推進室総括補佐及び参事、課長補佐の職にある職員	
			みどり推進室主査(みどり企画課総務・自然公園グループ企画担当)にある職員	
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室産業廃棄物指導課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理センターに関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室産業廃棄物指導課で課長補佐の職にある職員	①一般廃棄物処理に関する場合に限る。 ②原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①産業廃棄物処理に関する場合に限る。 ②原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。

環境農林水産部 審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域内の土地の形質変更に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室産業廃棄物指導課で課長補佐の職にある職員	①一般廃棄物処理に関する場合に限る。 ②原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①産業廃棄物処理に関する場合に限る。 ②原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
8	大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく台帳閲覧に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室産業廃棄物指導課で課長補佐の職にある職員	①一般廃棄物処理に関する場合に限る。 ②原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①産業廃棄物処理に関する場合に限る。 ②原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集・運搬業(積替え・保管を含まない。)及び特別管理産業廃棄物収集・運搬業(積替え・保管を含まない。)に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく改善命令及び措置命令	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。

環境農林水産部 審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく改善命令(泉州農と緑の総合事務所に権限が委任されている処分)	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集・運搬業(積替え・保管を含む。)及び特別管理産業廃棄物収集・運搬業(積替え・保管を含む。)に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設に関する処分(他課分掌のものを除く。)	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく廃棄物再生事業者の登録に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。

環境農林水産部 審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
16	大阪府循環型社会形成推進条例に基づく土地所有者等に対する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
17	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業に関する処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
18	大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例に基づく処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
19	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく処分	循環型社会推進室	循環型社会推進室総括補佐にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課企画推進グループで企画担当にある職員	
			循環型社会推進室資源循環課で課長補佐の職にある職員	①原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
20	環境管理室の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	環境管理室	環境管理室課長にある職員及び環境管理室各グループ長にある職員	
			環境管理室総括補佐にある職員	
			環境管理室主査(環境保全課企画推進グループ企画担当にある主査)にある職員	
21	農政室の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	農政室	農政室総括補佐にある職員	
			農政室推進課主査(総務・企画グループ総務担当)にある職員	

環境農林水産部 審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
22	流通対策室の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	流通対策室	流通対策室総括補佐にある職員	
			流通対策室課長補佐にある職員	
23	水産課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	水産課	水産課総括補佐にある職員	
			水産課主査(企画・豊かな海づくり推進グループ主査)にある職員	企画・豊かな海づくり推進グループ主査全員(3名)が対象
24	動物愛護畜産課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	動物愛護畜産課	動物愛護畜産課課長補佐にある職員	原処分に関与し、又は裁決に関与することとなる職員を除く。
			動物愛護畜産課総務・動物愛護グループにある職員	